

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

(変更)

法令名	資料番号	14	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
土壌汚染対策法	根拠条項	第14条第1項	許認可等の内容	要届出区域等の指定の申請
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号） （指定の申請） 第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文及び第八項、第四条第三項本文並びに第五条第一項の規定の適用を受けない土地（第四条第二項の規定による土壌汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。）の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。 2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下この条において「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。 3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、土壌汚染状況調査とみなす。 4 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる				
土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号） （土壌汚染状況調査の方法） 第二条 法第三条第一項の環境省令で定める方法は、次条から第十五条までに定めるとおりとする。 （土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握） 第三条 土壌汚染状況調査を行う者（以下「調査実施者」という。）は、土壌汚染状況調査の対象地及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の土壌汚染状況調査の対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。 2 調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類（特定有害物質の種類が別表第一の上欄に掲げるものである場合にあっては、当該特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定有害物質の種類を含めるものとする。）について、土壌その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について、試料採取等の対象としないことができる。				

- 一 次項の規定により都道府県知事から通知を受けた場合 当該通知に係る特定有害物質の種類
 - 二 法第四条第三項又は法第五条第一項の命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合 当該命令に係る第二十七条又は令第四条第一項の書面に記載された特定有害物質の種類
 - 三 申請に係る調査（法第十四条第二項に規定する申請に係る調査をいう。以下同じ。）を行う場合 同条第一項の申請をしようとする土地の所有者等が申請に係る調査の対象とした特定有害物質の種類
- 3 都道府県知事は、調査実施者が法第三条第一項又は第八項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合において、土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して三十日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。
- 4 前項の申請は、様式第二による申請書を提出して行うものとする。
- 5 調査実施者は、第三項の申請をしようとする場合において、土壤汚染状況調査の対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有しているときは、前項の申請書に当該情報を記載した書類を添付しなければならない。
- 6 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地において、第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）を行うものとする。
- 一 土壤汚染状況調査の対象地における試料採取等対象物質が第四条第三項第二号ロに規定する第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）である場合であり、かつ、第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の当該試料採取等対象物質による汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合（土壤汚染状況調査の対象地に第十条の二第二項に規定する自然由来盛土等に使用した土壤があると認められる場合を含む。） 第十条の二に定める方法
 - 二 第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められる場合 第十条の三に定める方法
 - 三 土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が自然又は前号の土砂以外（以下「人為等」という。）に由来するおそれがあると認められる場合 次条から第十条までに定める方法
- （第三条第六項第三号に掲げる場合の調査対象地の土壤汚染のおそれの分類）
- 第三条の二 調査実施者は、前条第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地のうち前条第六項第三号に係る土地（以下次条、第六条、第八条、第十条、第十三条及び第十四条において「調査対象地」という。）を試料採取等対象物質ごとに次に掲げる土地の区分に分類するものとする。
- 一 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場において事業の用に供されていない旨の情報、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第十二条の四の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行の際現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）を除く。）において水質汚濁防止法第十四条第五項の規定による点検が適切に行われることにより、試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている旨の情報その他の情報により、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤（以下「基準不適合土壤」という。）が存在するおそれがないと認められる土地
 - 二 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場において試料採取等対象物質の製造、使用又は処理に係る事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、基準不適合

土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地

三 前二号に掲げる土地以外の土地

(第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等を行う区画の選定)

第四条 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点。以下「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により土壤汚染状況調査の対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少する場合にあっては、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、土壤汚染状況調査の対象地を区画することができる。

2 前項の場合において、調査実施者は、区画された土壤汚染状況調査の対象地（以下「単位区画」という。）であって隣接するものの面積の合計が百三十平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を土壤汚染状況調査の対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、二十メートルを超えてはならない。

3 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。

一 前条第三号に掲げる土地を含む単位区画

二 前条第二号に掲げる土地を含む単位区画（前号に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画

イ 試料採取等対象物質が令第一条第三号、第七号から第十二号まで、第十五号、第十七号から第十九号まで又は第二十三号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第一種特定有害物質」という。）である場合 次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める単位区画

（1） 第一項の規定により土壤汚染状況調査の対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「三十メートル格子」という。）に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

（2） 三十メートル格子に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか一区画

ロ 試料採取等対象物質が令第一条第一号、第二号、第五号、第十三号、第十四号、第二十号から第二十二号まで若しくは第二十四号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第二種特定有害物質」という。）又は第一種特定有害物質及び第二種特定有害物質以外の特定有害物質の種類（以下「第三種特定有害物質」という。）である場合 次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める単位区画

（1） 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が六以上である場合 当該三十メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか五区画

（2） 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が五以下である場合 当該三十メートル格子内にある全ての一部対象区画

4 前項の規定にかかわらず、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、単位区画において行われる土地の形質の変更（法第三条第七項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）に係る部分のうち最も深い位置の深さ（以下「最大形質変更深さ」という。）より一メートルを超える深さにのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合には、当該単位区画（第六条第一項第一号に基づき土壤ガス調査を行う場合であり、かつ、三十メートル格子内の一部対象区画のうち少なくとも一の一部対象区画において地表から最大形質変更深さより一メートル以内の深さに汚染のおそれが生じた場所の位置があるときには、当該三十メートル格子の中心を含む単位区画を除く。）について試料採

取等の対象としないことができる。

(第三条第六項第三号に掲げる場合の土壤汚染状況調査の対象地が複数ある場合等の区画の特例)

第五条 調査実施者は、土壤汚染状況調査を行う場合において、当該土壤汚染状況調査に係る土地の区域内に当該土壤汚染状況調査の対象地が複数あるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該複数ある土壤汚染状況調査の対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にあるもの）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により当該複数ある土壤汚染状況調査の対象地を区画することができる。

2 調査実施者は、土壤汚染状況調査を行う場合において、当該土壤汚染状況調査に係る土地の区域内において、過去に行った土壤汚染状況調査があるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該過去に行った土壤汚染状況調査の起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により土壤汚染状況調査の対象地を区画することができる。

(第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等の実施)

第六条 調査実施者は、第四条第三項の規定により試料採取等の対象とされた単位区画（以下「試料採取等区画」という。）の土壤について、次の各号に掲げる試料採取等対象物質に応じ、当該各号に定める試料採取等を行うものとする。

一 第一種特定有害物質 土壤中の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤ガス調査」という。）

二 第二種特定有害物質 土壤の採取及び当該土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤溶出量調査」という。）並びに土壤の採取及び当該土壤に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤含有量調査」という。）

三 第三種特定有害物質 土壤溶出量調査

2 土壤ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 試料採取等区画の中心（第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該試料採取等区画において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。）において、土壤中の気体（当該試料採取地点における土壤中の気体の採取が困難であると認められる場合にあつては、地下水）を、環境大臣が定める方法により採取すること。

二 前号の規定により採取した気体又は地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。

3 土壤溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかである場合（汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合を除く。）には、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壤（地表から深さ十メートルまでにある土壤に限る。）又は汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合若しくは汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ五センチメートルまでの土壤（以下「表層の土壤」という。）及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤を採取すること。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合又は同条第二項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壤が最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壤の採取を行わないことができること。

二 前号本文の規定により表層の土壤及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤を採取した場合にあつては、当該土壤を、同じ重量混合すること。

三 第四条第三項第二号ロの規定により三十メートル格子内にある二以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあつては、当該二以上の単位区画に係る第一号の規定により採取された土壤（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壤）をそれぞれ同じ重量混合すること。

四 前三号の規定により採取され、又は混合された土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等

対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。

4 土壌含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 前項第一号から第三号までに定めるところにより、試料採取地点の土壌を採取し、及び混合すること。

二 前号の規定により採取され、又は混合された土壌に含まれる試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。

5 試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により、当該試料採取地点において土壌その他の試料を採取することが困難であると認められる場合には、調査実施者は、第二項第一号、第三項第一号及び前項第一号の規定にかかわらず、当該試料採取地点に係る単位区画における調査対象地に係る任意の地点において行う土壌その他の試料の採取をもって、これらの規定に規定する土壌その他の試料の採取に代えることができる。

(第三条第六項第三号に掲げる場合の三十メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等)

第七条 調査実施者は、第四条第三項第二号イの規定による試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が別表第二の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準（以下「地下水基準」という。）に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）において、土壌ガス調査を行うものとする。

2 調査実施者は、第四条第三項第二号ロの規定による試料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画において、土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行うものとする。

3 前条第五項の規定は、前二項の規定による土壌ガス調査、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査に係る土壌その他の試料の採取について準用する。

(第三条第六項第三号に掲げる場合の土壌ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合等における土壌の採取及び測定)

第八条 調査実施者は、土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、当該試料採取地点を含む単位区画が連続する範囲（以下この条、次条及び第十四条において「検出範囲」という。）ごとに、基準不適合土壌が存在するおそれが当該検出範囲内で連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の試料採取地点（以下この条、次条及び第十四条において「代表地点」という。）において、次に掲げる特定有害物質の種類ごとに、試料採取等を行うものとする。

一 当該代表地点において、気体から検出された試料採取等対象物質又は地下水から検出され、かつ、地下水基準に適合しなかった試料採取等対象物質

二 前号に掲げる試料採取等対象物質が使用等特定有害物質（第三条第一項の規定により、調査対象地において特定有害物質の製造、使用若しくは処理その他の行為により当該調査対象地の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していないと認められる特定有害物質の種類又は適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該使用等特定有害物質が別表第一の上欄に掲げる特定有害物質の種類のいずれかに該当する場合にあっては、当該特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定有害物質の種類

三 第一号に掲げる試料採取等対象物質が別表第一の下欄に掲げる特定有害物質の種類であり、かつ、当該特定有害物質に係る使用等特定有害物質が同表の上欄に掲げる特定有害物質の種類のいずれかに該当する場合にあっては、同表の当該該当する特定有害物質の種類の項の上欄及び下欄に掲げる特定有害物質の種類（第一号に掲げるものを除く。）

2 前項の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 当該地点において、次の土壌（イ及びロにあっては、地表から深さ十メートルまでにある土

壤に限る。)の採取を行うこと。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壤が前項に規定する検出範囲における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壤の採取を行わないことができること。

イ 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壤(当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層の土壤)

ロ 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壤(当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ五十センチメートルの土壤)

ハ 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壤(地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壤及び汚染のおそれが生じた場所の位置より深い位置に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壤を除く。)

ニ 帯水層の底面の土壤(地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。)

二 前号の規定により採取されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する当該特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。

(第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等の結果の評価)

第九条 土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であって、代表地点において前条第二項第二号の方法により測定した結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤ガス調査を行った検出範囲の区域について、それぞれ次の各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 少なくとも一の代表地点において土壤溶出量基準に適合しなかったとき(次号に掲げるときを除く。) 土壤溶出量基準

二 少なくとも一の代表地点において別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準(以下「第二溶出量基準」という。)に適合しなかったとき 第二溶出量基準

2 前項の規定にかかわらず、検出範囲内の地点において、前条第二項第二号の方法により測定した結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該地点を含む単位区画において当該試料採取等を行うものとされた特定有害物質について当該各号に定める単位区画とみなす。

一 土壤溶出量基準に適合しなかったとき(次号に掲げるときを除く。) 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

二 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

三 土壤溶出量基準に適合したとき 土壤溶出量基準に適合した単位区画

3 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査(第四条第三項第二号ロの規定による試料採取等区画に係るものを除く。)において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行った単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 土壤溶出量基準に適合しなかったとき(次号に掲げるときを除く。) 土壤溶出量基準

二 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準

三 土壤含有量基準に適合しなかったとき 土壤含有量基準

(第三条第六項第三号に掲げる場合の土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における都道府県知事の命令に基づく土壤汚染状況調査に係る特例)

第十条 調査実施者は、法第五条第一項の命令(令第三条第一号イ又はロに該当する場合においてなされたものに限る。)に基づき土壤汚染状況調査を行う場合において、調査対象地に前条の規定により土壤溶出量基準又は第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされる土地が

ないときには、次に定めるところにより、試料採取等を行うものとする。

一 令第三条第一号イに該当する場合

イ 調査対象地において基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。この号ロ及び次号イにおいて同じ。）が存在することが明らかである部分における任意の地点において帯水層のうち地下水基準に適合しないおそれが多いと認められる地下水を含むものの当該地下水を採取し、当該地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。

ロ この号イの測定において当該地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであるときは、当該地点において次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土壌の採取を行うこと。

(1) 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合 次に掲げる土壌

(イ) 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、表層の土壌）

(ロ) 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、地表から深さ五十センチメートルの土壌）

(ハ) 深さ一メートルから地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面までの一メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌を除く。）

(ニ) 地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面の土壌

(2) 試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合 次に掲げる土壌

(イ) 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌）

(ロ) 深さ一メートルから地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面までの一メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌を除く。）

(ハ) 地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面の土壌

ハ この号ロ（イ）括弧書の規定により土壌を採取した場合にあつては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

ニ この号ロ及びハの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。

二 令第三条第一号ロに該当する場合

イ 調査対象地において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分における任意の地点において帯水層のうち地下水基準に適合しないおそれが多いと認められる地下水を含むものの当該地下水を採取し、当該地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。

ロ この号イの測定において当該地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであるときは、当該地点において前号ロ及びハの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。

2 前項第一号ニ又は第二号ロの測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が前条第一項各号のいずれかに該当するときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区

域を除く。)を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 単位区画の全ての区域が第三条の二第一号に掲げる土地に分類される場合における当該単位区画の区域

二 単位区画の中心（第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画に基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点。次項において同じ。）において前項第一号ロ及びハの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果、当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合するものである場合における当該単位区画の区域

3 前項第二号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において第一項第一号ロの土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、前項第二号の規定にかかわらず、当該単位区画における任意の地点において行う第一項第一号ロの土壌の採取をもって、前項第二号に規定する土壌の採取に代えることができる。

(第三条第六項第一号に掲げる場合の土地における土壌汚染状況調査)

第十条の二 第三条第六項第一号に掲げる場合における試料採取等を行う区画の選定等の方法は、次の各号のとおりとする。

一 第四条第一項及び第二項並びに第五条に定める方法により土壌汚染状況調査の対象地を区画すること。

二 調査実施者は、土壌汚染状況調査の対象地のうち第三条第六項第一号に係る対象地（以下この条及び第十四条の二において「調査対象地」という。）の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子（調査対象地が一の三十メートル格子内にある場合にあっては、当該三十メートル格子）の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とすること。ただし、第四条第一項の規定により調査対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して九百メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「九百メートル格子」という。）のうち一の九百メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該二つの単位区画が含まれない場合にあっては、調査対象地を含む九百メートル格子ごとに、当該九百メートル格子の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とすること。

三 前号の規定にかかわらず、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより一メートルを超える深さにのみ汚染のおそれがあると認められる地層の位置があるときには、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。

四 調査実施者は、前二号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心（当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下この号及び第九項において同じ。）において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が第二号に規定する九百メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

イ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められる地層の位置が明らかでない場合 次に掲げる土壌

(1) 表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌

(2) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌

- ロ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められる地層の位置が明らかである場合 この号イの土壌のうち当該地層内にある土壌（この号イの土壌が当該地層内にない場合にあつては、当該地層内の任意の位置の土壌）
- 五 前号イ（１）の規定により土壌を採取した場合にあつては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。
- 六 前二号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあつては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、第三条第一項の規定により把握した情報により、調査対象地に盛土又は埋め戻し（次の各号に掲げる要件を満たした土壌により行われたものに限る。以下「自然由来盛土等」という。）に使用した土壌がある場合には、当該土壌について、次項に定めるところにより、試料採取等を行わなければならない。
 - 一 調査対象地と専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の汚染のおそれがある土壌が地表から十メートルまでの深さより浅い位置に分布している土地の土壌であること。
 - 二 次のいずれかに該当する土壌であること。
 - イ 自然由来盛土等に係る調査対象地からの距離が九百メートル未満である土地から掘削した土壌であること。
 - ロ 当該土壌の掘削を行った土地が、次の表の上欄に掲げる汚染状態である場合において、調査対象地が、それぞれ同表の下欄に掲げる汚染状態であることが第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果その他の情報により確認されていること。

盛土又は埋め戻しに使用した土壌の掘削を行った土地の汚染状態	調査対象地の汚染状態
土壌溶出量基準に適合しないものであつて、土壌含有量基準に適合するもの	土壌溶出量基準に適合しないものであつて、土壌含有量基準に適合するもの又は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの
土壌溶出量基準に適合するものであつて、土壌含有量基準に適合しないもの	土壌溶出量基準に適合するものであつて、土壌含有量基準に適合しないもの又は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの
土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの	土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの

- 3 調査実施者は、自然由来盛土等に使用した土壌があるときは、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。
 - 一 第四条第一項及び第二項並びに第五条に定める方法により土壌汚染状況調査の対象地を区画すること。
 - 二 調査実施者は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに規定する単位区画について、試料採取等の対象とすること。ただし、自然由来盛土等に使用した土壌が一の均一な汚染状態にある土地において掘削されたものであることその他の情報により、当該土壌の汚染状態が均一であるとみなすことができる場合は、調査実施者は自然由来盛土等に係る全ての三十メートル格子のうちいずれか一つの三十メートル格子内にある自然由来盛土等に係る単位区画について、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに規定する単位区画について、試料採取等の対象とすることができること。
 - イ 三十メートル格子の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む自然由来盛土等に係る単位区画
 - ロ 三十メートル格子の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内にある自然由来盛土等に係る単位区画のうちいずれか一区画

三 前号の規定にかかわらず、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより一メートルを超える深さにのみ自然由来盛土等の土壤の位置があるときには、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。

四 調査実施者は、前二号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心（当該単位区画の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該単位区画における自然由来盛土等に係る調査対象地内の任意の地点。以下この号及び第九項において同じ。）において次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壤の採取を行うこと。

イ 当該単位区画の中心において自然由来盛土等の土壤の位置が明らかでない場合

(1) 表層の土壤及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤

(2) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壤

ロ 当該単位区画の中心において自然由来盛土等の土壤の位置が明らかである場合 この号イの土壤のうち当該自然由来盛土等の土壤（この号イの土壤が当該自然由来盛土等の土壤でない場合にあつては、当該自然由来盛土等の土壤の任意の位置の土壤）

五 前号の規定にかかわらず、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壤が第二号に規定する三十メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壤の採取を行わないことができること。ただし、同号ただし書に基づき試料採取等の対象とした場合においては、当該土壤が自然由来盛土等の土壤の全ての最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壤の採取を行わないことができること。

六 第四号イ(1)の規定により土壤を採取した場合にあつては、採取された表層の土壤及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤を、同じ重量混合すること。

七 第四号及び前号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあつては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壤に含まれる試料採取等対象物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

4 調査対象地内に土壤の第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）による汚染状態が土壤溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地を含む単位区画がある場合には、前三項の規定にかかわらず、当該単位区画に係る試料採取等の結果をもって、前三項の規定による試料採取等の結果の全部又は一部としなければならない。

5 第一項第六号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないものであるときは、調査対象地（第一項第二号ただし書に規定する場合にあつては、九百メートル格子内の調査対象地。以下第七項及び第八項において同じ。）の区域を当該試料採取等対象物質について土壤溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

6 第三項第七号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないものであるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める単位区画について、当該試料採取等対象物質について土壤溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 自然由来盛土等に使用した土壤がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該測定に係る単位区画を含む三十メートル格子内にある自然由来盛土等に係る全ての単位区画

二 自然由来盛土等に係る全ての三十メートル格子のうちいずれか一つの三十メートル格子内にある単位区画について試料採取等の対象とした場合 自然由来盛土等に係る全ての三十メートル格子内にある自然由来盛土等に係る全ての単位区画

- 7 前二項の規定にかかわらず、第一項第六号若しくは第三項第七号の測定又は第四項の試料採取等において当該測定若しくは試料採取等に係るいずれかの単位区画（第一項第二号ただし書に規定する場合にあっては、九百メートル格子ごとのいずれかの単位区画。第十四条の二第一項第一号において同じ。）の土地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該単位区画を含む三十メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画において当該試料採取等対象物質について当該各号に定める単位区画とみなすことができる。
- 一 土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合したとき 土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画
 - 二 土壤溶出量基準に適合したとき、かつ、土壤含有量基準に適合しなかったとき 土壤溶出量基準に適合し、かつ、土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画
 - 三 土壤溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壤含有量基準に適合したとき（第五号に掲げるときを除く。） 土壤溶出量基準に適合しない、かつ、土壤含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画
 - 四 土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しなかったとき 土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画
 - 五 第二溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壤含有量基準に適合したとき 第二溶出量基準に適合しない、かつ、土壤含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画
- 8 第五項の規定にかかわらず、三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画）の中心（当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下この項及び次項において同じ。）において第一項第四号から第六号までの規定により第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）に係る試料採取等を行った結果、測定に係る土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該単位区画を含む三十メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画において当該試料採取等対象物質について当該各号に定める単位区画とみなすことができる。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壤が第一項第二号に規定する九百メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壤の採取を行わないことができる。
- 一 土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合したとき 土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画
 - 二 土壤溶出量基準に適合したとき、かつ、土壤含有量基準に適合しなかったとき 土壤溶出量基準に適合し、かつ、土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画
 - 三 土壤溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壤含有量基準に適合したとき（第五号に掲げるときを除く。） 土壤溶出量基準に適合しない、かつ、土壤含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画
 - 四 土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しなかったとき（第六号に掲げるときを除く。） 土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画
 - 五 第二溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壤含有量基準に適合したとき 第二溶出量基準に適合しない、かつ、土壤含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画
 - 六 第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画
- 9 第一項第四号、第三項第四号又は前項の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において土壤の採取を行うことが困難であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、当該単位区画における調査対象地又は自然由来盛土等に係る調査対象地内の任意の地点において行うこれらの規定の土壤の採取をもって、これらの規定の土壤の採取に代えることができる。
- （第三条第六項第二号に掲げる場合の公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業に

より造成された土地における土壌汚染状況調査)

第十条の三 第三条第六項第二号に掲げる場合における試料採取等を行う区画の選定等の方法は、次の各号のとおりとする。

一 第四条第一項及び第二項並びに第五条に定める方法により土壌汚染状況調査の対象地を区画すること。

二 調査実施者は、土壌汚染状況調査の対象地のうち第三条第六項第二号に係る対象地（以下この条、第十三条の二及び第十四条の二において「調査対象地」という。）の区域を、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画について、試料採取等の対象とすること。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項に規定する命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより一メートルを超える深さにのみ汚染のおそれがあると認められる埋立て又は干拓の事業により造成された土壌の層（以下「埋立層等」という。）の位置があるときは、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。

イ 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

ロ 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画

三 調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心（当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下この号及び第三項において同じ。）において次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が前号に規定する三十メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

イ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められる埋立層等の位置が明らかでない場合 次に掲げる土壌

(1) 表層の土壌（試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合においては、表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌）

(2) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

(3) 帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

ロ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められる埋立層等の位置が明らかである場合 この号イ(1)から(3)までに掲げる土壌のうち当該埋立層等内の土壌（この号イ(1)から(3)までに掲げる土壌が当該埋立層等内にない場合にあっては、当該埋立層等内の任意の位置の土壌）

四 前号イ(1)（試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合に限る。）の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

五 前二号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

2 前項第五号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第九条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画を含む当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

3 第一項第三号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において同号の土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点において行う同号の土壌の採取をもって、同号に規定する土壌の採取に代えることができる。

(土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握等の省略)

第十一条 調査実施者は、第三条から第八条まで及び前三条の規定にかかわらず、これらの規定による土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握等」という。）を行わないことができる。

2 前項の規定により土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握等を行わなかったときは、土壌汚染状況調査の対象地の区域を、当該試料採取等対象物質（調査実施者が法第三条第一項又は第八項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合であって、第三条第一項の規定による土壌汚染状況調査の対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握を行わなかったときは、全ての特定有害物質）について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例)

第十二条 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、第四条第三項、第六条第一項第一号、第二項及び第五項、第七条第一項及び第三項並びに第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代えて、第三条の二第二号及び第三号に掲げる土地を含む単位区画の中心（第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点）において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。

2 第八条第二項の規定は、前項の試料採取等について準用する。この場合において、同項中「前項に規定する検出範囲」とあるのは、「試料採取等を行う区画」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定により試料採取等を行った場合であつて、前項において準用する第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画の区域を、当該第一種特定有害物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 土壌溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。） 土壌溶出量基準

二 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準

(試料採取等を行う区画の選定等の省略)

第十三条 調査実施者は、第三条第六項第三号に掲げる場合において、第四条第三項及び第六条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域（全ての区域が第三条の二第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

第十三条の二 調査実施者は、第三条第六項第二号に掲げる場合において、第十条の三第一項の規定にかかわらず、同項の規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準（調査対象地が昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第三十五条第一項第三号を除き、以下同じ。）が埋め立てられている場所を除く。）であり、かつ、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来すると認められるものにあつては、土壌溶出量基準）及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(試料採取等の省略)

第十四条 調査実施者は、第六条から第八条までの規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

- 一 土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されていること、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであること。
- 二 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないものであること。
- 三 第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しないものであること。

2 前項第一号の規定により試料採取等を行わなかったときにあっては、試料採取等を行わなかった代表地点に係る検出範囲の区域（次に掲げる単位区画及び全ての区域が第三条の二第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。この項において同じ。）又は前項第二号若しくは第三号の規定により試料採取等を行わなかったときにあっては、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし、当該区域のうち、第六条から第八条までの規定による試料採取等の結果が前項第二号又は第三号に掲げるものに該当する単位区画にあっては、当該測定に係る土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が第九条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

- 一 土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであった単位区画
- 二 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査（第四条第三項第二号ロの規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった単位区画
- 三 第四条第三項第二号イの規定による試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであった場合における当該三十メートル格子内にある一部対象区画
- 四 第四条第三項第二号ロの規定による試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった場合における当該三十メートル格子内にある一部対象区画
- 五 第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合するものであった地点を含む単位区画

第十四条の二 調査実施者は、第十条の二第一項若しくは第三項又は第十条の三第一項の規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

- 一 第十条の二第一項第六号若しくは第三項第七号の測定又は同条第四項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。
- 二 第十条の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないものであること。

2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地（第十条の二第一項第二号ただし書に規定する場合にあっては、九百メートル格子内の調査対象地）又は自然由来盛土等に係る調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について土壤溶出量基準（第十三条の二第二項括弧書に規定する土地以外の土地において第十条の三第一項第五号の測定を行った場合にあっては、第二溶出量基準）及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし、当該区域のうち、第十条の二第一項若しくは第三項又は第十条の三第一項の規定による試料採取等の結果が前項各号に掲げるものに該当する単位区画

にあつては、当該各号に掲げる測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第九条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 第十条の二第一項第六号若しくは同条第三項第七号の測定又は同条第四項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が全て土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にある全ての単位区画

二 第十条の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が全て土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にある全ての単位区画

(法施行前に行われた調査の結果の利用)

第十五条 土壌汚染状況調査の対象地において、法の施行前に第六条から第八条まで又は第十条から第十条の三までの規定による試料採取等と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態を把握できる精度を保って試料採取等が行われたと認められる場合であつて、当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該試料採取等の結果をこれらの規定による試料採取等の結果とみなす。